2026 年 10 月改訂　『高圧導管指針』（JGA 指-204-21）新旧対照表（抜粋）

現行版	改訂案	改訂理由
第３章　高圧導管及び附属設備の管理	**第３章　高圧導管及び附属設備の管理**	
3.1　一般的事項 (省略)	**3.1　一般的事項** (省略)	
3.2　点検 (省略)	**3.2　点検** (省略)	
3.3　漏えい検査	**3.3　漏えい検査**	
(1) 道路に埋設されている高圧導管は、省令に基づき埋設の日以後１年に１回以上、適切な方法により漏えい検査を行わなければならない*1。 (2) 漏えい検査の結果、漏えいを検知した場合は、速やかに適切な保安のための措置を講じ修理する*2。	(1) 道路に埋設されている高圧導管は、省令に基づき埋設の日以後１年に１回以上、適切な方法により漏えい検査を行わなければならない*1。 ただし、認定高度保安実施事業者にあっては、自らが定める適切な時期に行うことができる。 (2) 漏えい検査の結果、漏えいを検知した場合は、速やかに適切な保安のための措置を講じ修理する*2。	認定高度保安実施事業者による法定検査等の柔軟化を適用した場合の除外規定を追記
【関連条項】 法第 64 条（保安規程） 施行規則第 92 条 省令第 51 条（漏えい検査） 解釈例第 113 号（漏えい検査の方法）	**【関連条項】** 法第 64 条（保安規程） 施行規則第 92 条 省令第 51 条（漏えい検査） 解釈例第 113 号（漏えい検査の方法）	
【解　説】 *1.(1) 道路に埋設されている高圧導管であって、適切な漏えい検知装置が適切な方法により設置されている場合（当該装置が漏えいを検知することができる部分に限る。）は、この限りでない。例えば、ガス漏れ検知装置がついた共同溝内の高圧導管等をいう。 (2) 漏えい検査は次のいずれかの方法により行う。 (a) 水素炎イオン化式ガス検知器及び半導体式ガス検知器による方法 水素炎イオン化式ガス検知器（ＦＩＤ）及び半導体式ガス検知器を用いて導管の路線上を毎時４km 以下で走行し、地表から約 20mm の高さの雰囲気を約１リットル毎分で吸引して漏えいの有無を調べる。 なお、高圧導管の近傍に舗装目地、マンホール等の通気性を有する箇所がある場合にあっ	**【解　説】** *1.(1) 道路に埋設されている高圧導管であって、適切な漏えい検知装置が適切な方法により設置されている場合（当該装置が漏えいを検知することができる部分に限る。）は、この限りでない。例えば、ガス漏れ検知装置がついた共同溝内の高圧導管等をいう。 (2) 漏えい検査は次のいずれかの方法により行う。 (a) 水素炎イオン化式ガス検知器及び半導体式ガス検知器による方法 水素炎イオン化式ガス検知器（ＦＩＤ）及び半導体式ガス検知器を用いて導管の路線上を毎時４km 以下で走行し、地表から約 20mm の高さの雰囲気を約１リットル毎分で吸引して漏えいの有無を調べる。 なお、高圧導管の近傍に舗装目地、マンホール等の通気性を有する箇所がある場合にあっ	

現行版	改訂案	改訂理由
ては、これらの箇所を導管の路線上とみなすことができる。	ては、これらの箇所を導管の路線上とみなすことができる。	
	(b) レーザー吸収分光式検知器による方法 前項に記された水素炎イオン化式ガス検知器及び半導体式ガス検知器と同等の性能があらかじめ確認された方法にて、本支管の路線上を走行し、漏えいの有無を調べる。 ただし、本支管の近傍に舗装目地、マンホール等の通気性を有する箇所がある場合にあっては、これらの箇所を本支管の路線上とみなすことができる。	レーザー吸収分光式検知技術を用いた漏えい検査方法の導入
(b) ボーリングによる方法 導管の路線上を間隔約５ｍで深さ約 0.5m（水素炎イオン化式ガス検知器又は半導体式ガス検知器を用いて検査する場合にあっては 50mm（舗装が施されている場合は表層（基層を含む）を貫通し路盤に到る深さ）以上とすることができる。）のボーリングを行い、その穴に管を立て約１分を経過した後又は吸引を行った後、ガス検知器又は臭気により漏えいの有無を調べる。道路の構造上、ボーリングによる漏えい検査が困難な場合であってマンホール等がある場合は、マンホール等で調べることができる。	(c) ボーリングによる方法 導管の路線上を間隔約５ｍで深さ約 0.5m（水素炎イオン化式ガス検知器又は半導体式ガス検知器を用いて検査する場合にあっては 50mm（舗装が施されている場合は表層（基層を含む）を貫通し路盤に到る深さ）以上とすることができる。）のボーリングを行い、その穴に管を立て約１分を経過した後又は吸引を行った後、ガス検知器又は臭気により漏えいの有無を調べる。道路の構造上、ボーリングによる漏えい検査が困難な場合であってマンホール等がある場合は、マンホール等で調べることができる。	番号の変更
(3) 漏えい検査の実施に際しては次のことに留意する。 (a) 各検知器はその特性に応じて使用する。 (b) 必要により道路使用許可を受ける。 (c) 交通に支障を及ぼさないように配慮するとともに、自らも交通事故に遭わないように留意する。 (d) 導管等埋設図に基づき、導管の圧力及び埋設位置等を確認しながら行う。 (e) ボーリング作業に際しては他の埋設物に損傷を与えないように留意し、ボーリング孔は確実に補修する。 (f) 近傍に街路樹、植え込みがある場合は枯死の有無を調査する。	(3) 漏えい検査の実施に際しては次のことに留意する＊＊1。 (a) 各検知器はその特性に応じて使用する。 (b) 必要により道路使用許可を受ける。 (c) 交通に支障を及ぼさないように配慮するとともに、自らも交通事故に遭わないように留意する。 (d) 導管等埋設図に基づき、導管の圧力及び埋設位置等を確認しながら行う。 (e) ボーリング作業に際しては他の埋設物に損傷を与えないように留意し、ボーリング孔は確実に補修する。 (f) 近傍に街路樹、植え込みがある場合は枯死の有無を調査する。	
＊2.　漏えいを検知した場合の措置及び修理については、第８章「漏えい等の対応」による。	＊2.　漏えいを検知した場合の措置及び修理については、第８章「漏えい等の対応」による。	
	【参　考】 ＊＊1. レーザー吸収分光式ガス検知器の使用上の留意点 (1) 吸引式 高圧導管の路線上を毎時 10km 以下で走行し、地表から約２cm の高さの雰囲気を約２リットル毎分で吸引して漏えいの有無を調べる。測定に使用する検知器は次の装置等を具備していること。また、ガスの濃度が３ppm 以下で探知できる性能を有すること。 (a) 吸入気体中の不純物を除去するためのフィルター (b) 吸入ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置 (c) レーザー光を受光していない場合に警報を発する装置 (2) オープン式 高圧導管の路線上を毎時 10km 以下で走行し、地表から約２cm の高さの雰囲気を捕集して漏えいの有無を調べる。測定に使用する検知器は次の装置等を具備していること。また、ガスの濃	レーザー吸収分光式検知技術を用いた漏えい検査方法の導入

現行版	改訂案	改訂理由
	度が５ppm以下で探知できる性能を有すること。 (a)　レーザー光を受光していない場合に警報を発する装置	
3.4　定期自主検査 高圧導管の定期自主検査は、告示に基づき25月を越えない時期に行わなければならない*1。 **【関連条項】** 法第71条（定期自主検査） 施行規則第107条～第110条（定期自主検査） 省令第51条(漏えい検査) 解釈例第113号（漏えい検査の方法） 告示第105号（定期自主検査の時期を定める件） **【解　説】** ＊1.(1) 定期自主検査は、ガス工作物のうち高温若しくは高圧のガス等による損傷又は腐食等の経年変化を生ずるおそれのあるものであって、事故が発生した場合に周囲に影響をおよぼすおそれのあるガス工作物（施行規則第107条第２項で規定）について、施行規則第107条第１項に従いガス事業者自らが定期に行う検査である。 (2) 高圧導管の定期自主検査**1は、設置状況の検査、漏えいに係る検査及び防食措置に係る検査とする。定期自主検査は原則として路線毎を対象として実施するが、検査の運用上支障がないと認められる場合は、事業所毎に実施することも可能とする。 道路に埋設されている高圧導管は省令第51条により、１年に１回以上漏えい検査を行うことになっているため、前回と今回の定期自主検査の間に「定期自主検査のために行った漏えい検査」以外の漏えい検査（省令第51条に基づくもの）がある場合は、検査帳票等によりその実施の有無及び所定の期間内に検査を行っていることを確認し、その内容を記載する。 (省略)	**3.4　定期自主検査** 高圧導管の定期自主検査は、告示に基づき25月を越えない時期に行わなければならない*1。 ただし、認定高度保安実施事業者が行う「埋設部の漏えいに係る検査」に関しては、自ら定める適切な時期に行うことができる。 **【関連条項】** 法第71条（定期自主検査） 施行規則第107条～第110条（定期自主検査） 省令第51条(漏えい検査) 解釈例第113号（漏えい検査の方法） 告示第105号（定期自主検査の時期を定める件） **【解　説】** ＊1.(1) 定期自主検査は、ガス工作物のうち高温若しくは高圧のガス等による損傷又は腐食等の経年変化を生ずるおそれのあるものであって、事故が発生した場合に周囲に影響をおよぼすおそれのあるガス工作物（施行規則第107条第２項で規定）について、施行規則第107条第１項に従いガス事業者自らが定期に行う検査である。 (2) 高圧導管の定期自主検査**1は、設置状況の検査、漏えいに係る検査及び防食措置に係る検査とする。定期自主検査は原則として路線毎を対象として実施するが、検査の運用上支障がないと認められる場合は、事業所毎に実施することも可能とする。 道路に埋設されている高圧導管は省令第51条により、１年に１回以上漏えい検査を行うことになっているため、前回と今回の定期自主検査の間に「定期自主検査のために行った漏えい検査」以外の漏えい検査（省令第51条に基づくもの）がある場合は、検査帳票等によりその実施の有無及び所定の期間内に検査を行っていることを確認し、その内容を記載する。 (3) 施行規則第110条の十一（定期自主検査の特例）において、認定高度保安実施一般ガス導管事業者が行う法第71条（定期自主検査）の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施一般ガス導管事業者が定める適切な時期に行うものとされている。 (省略)	認定高度保安実施事業者による法定検査等の柔軟化を適用した場合の除外規定を追記 定期自主検査の特例を補足情報として追記